

富田林市教育委員会会議録

(令和 7 年度 5 月定例会)

令和 7 年 5 月 22 日開催

富田林市教育委員会

1	開催日時	令和7年5月22日（木） 午後4時00分～午後4時40分まで	
2	場所	富田林市役所3階 庁議室	
3	出席委員	教 育 長	植野 均
		教育長職務代理者	水本 哲也
		委 員	森田 幸介
	事務局	教育総務部長	辻野 泰之
		生涯学習部長	尾崎 竜也
		教育総務部次長兼教育指導室長	山口 敬生
		生涯学習部次長兼文化財課長	重野 好信
		教育総務課長	木下 治彦
		学校給食課長	松葉 邦明
		生涯学習課長	坂本 篤史
		生涯学習課付課長	山田 智彦
		公民館長	大前 靖
		中央図書館長	山本 一夫
		金剛図書館長	道籙 秀
		教育総務課長代理（書記）	宮西 まゆみ
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	—	
6	傍聴人数	0人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

8 議事等の内容

木下教育総務課長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。

次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和7年6月26日（木）の午後2時00分から、市役所「庁議室」での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、「会議録署名委員の指名について」でございます。

日程第2につきましては、先月、4月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、「教育長報告」でございます。今月は教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、富田林市学校給食(株)の令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画等についての2件でございます。

日程第4につきましては、「教育委員会の議決を経るべき議案」でございます。富田林市就学相談推進委員会委員の委嘱・任命について、富田林市立明治池中学校区学校運営協議会委員の委嘱・任命について、富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命について、富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命について、富田林市スポーツ推進委員の委嘱について、富田林市文化振興基金審査委員会委員の委嘱・任命について、重要文化財旧杉山家住宅条例施行規則等の一部改正について、富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命について、富田林市立公民館管理運営規則及び富田林市立図書館管理運営規則の一部改正について、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命について、富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命についての11件でございます。

日程第5につきましては、「富田林市議会の議決を経るべき議案」でございます。今月は、令和7年度大阪府富田林市一般会計補正予算（案）について、富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、富田林市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件でございます。

それでは、教育長、開会をよろしく願いいたします。

植野教育長

それでは、令和7年度5月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1「会議録署名委員の指名について」今月は、森田委員、よろしく願いいたします。

森田委員

よろしく願いいたします。

植野教育長

続いて、日程第2「会議録の承認について」、先月4月定例会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3「教育長報告」に移ります。今月は、2件の報告がございます。まず、報告第4号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」について、今月は「新たに承認申請があった行事」が1件ございますので、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは報告第4号 富田林市教育委員会の後援名義承認申請のあった行事の

(1) 新たに承認申請のあった行事の①につきまして、ご説明申し上げます。申請者は、朝日新聞大阪本社 流通開発部長 井上周太郎氏でございます。行事内容は、小学生とその保護者に対し、家庭学習に役立つ新聞の読み方や学習法を提案する講座でございます。開催日は、令和7年7月19日(土)、場所は、初芝富田林中学校・高等学校でございます。対象者は市内在住の小学生の親子、参加料は無料でございます。営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められるため、新たに承認をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

水本教育長職務代理人

会場が初芝富田林中学校・高等学校となっていますが、学校の方は何か開催に関わっているのでしょうか。

坂本生涯学習課長

申し訳ございません。主催者と学校の方でどういったような打ち合わせや調整があったかまでは存じておりません。

水本教育長職務代理人

分かりました。

植野教育長

他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。

特に無いようですので、報告第4号につきましては、これで終わります。

次に、報告第5号「富田林市学校給食(株)の令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画等」について、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、報告第5号「富田林学校給食株式会社の令和6年度事業報告、及び令和7年度事業計画等」について、ご報告させていただきます。なお、地方自治法第243条の3第2項の規定により、6月市議会に報告いたします。最初に、令和6年度の事業報告書、及び決算報告書をご説明申し上げます。事業報告書の1ページをお願いいたします。本決算及び事業内容につきましては、去る5月7日に当株式会社の監査役による監査を受けております。2ページをお願いいたします。まず、令和6年度の事業報告ですが、2の実施日数及び給食数は、小学校で187日、96万1,749食、幼稚園で137日、4万1,747食でございました。次に、事業内容といたしましては、3に記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。続きまして、決算報告について、ご説明いたします。3ページをお願いいたします。貸借対照表でございますが、まず資産の部計は、現金預金で1,570万968円でございます。一方、負債の部計が、未払金や預り金等で1,415万548円、純資産の部計が155万420円で、負債と純資産の部計は、資産の部計と同額の1,570万968円でございます。5ページをお願いいたします。事業費明細書でございますが、事業活動収入といたしまして、補助金等収入などで、あわせて2億7,905万3,118円でございます。一方、事業活動支出は、調理員等の人件費及び消耗品などの管理費が2億7,896万5,218円、法人税等が87,900円で、合計いたしまして、事業活動収入計と同額の2億7,905万3,118円でございます。なお、その他資料としまして、4ページに損益計算書、6ページに株主資本等変動計算書、7ページに個別注記表、8ページに勘定科目内訳明細書を添付しております。続きまして、令和7年度の事業計画書及び収支予算書につきまして、ご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。1の主

な事業内容としましては、小学校及び幼稚園給食の調理等業務、中学校物資の配送業務を行ってまいります。4の給食実施予定日数は、小学校で187日、幼稚園で138日でございます。次に、令和7年度収支予算書につきましてご説明いたします。2ページをお願いいたします。初めに、事業活動収入でございますが、補助金収入が2億2,394万4,000円、受託金収入が6,602万2,000円、雑収入が1,000円で、事業活動収入計としまして、2億8,996万7,000円となっております。次に、事業活動支出でございますが、調理業務等を実施するための人件費、消耗品費、委託料、賃借料などの管理費支出で、次ページにわたりますが、事業活動支出計としましては、収入合計と同額の2億8,996万7,000円となっております。以上で、富田林学校給食株式会社の令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画等についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第5号につきましては、これで終わります。

続きまして、日程第4「教育委員会の議決を経るべき議案」にうつります。今月は、11件の議案がございます。では、議案第6号「富田林市就学相談推進委員会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

山口教育総務部次長

それでは議案第6号「富田林市就学相談推進委員会委員の委嘱・任命について」ご説明申し上げます。富田林市就学相談推進委員会は、特別支援教育に関して、市立幼稚園、小学校、中学校に就園・就学する園児・児童・生徒の適切な就園・就学を推進するため、そのあり方及び方向性について研究審議し、意見を具申することを目的として、年2回開催しております。この度は、同委員会規則第3条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。網掛けしておりますのは今回の改選で新たに委員として任命をお願いする方です。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第6号につきましては、これで終わります。

次に、議案第7号「富田林市立明治池中学校区学校運営協議会委員の委嘱・任命」について、引き続き教育指導室から説明をお願いします。

山口教育総務部次長

議案第7号「富田林市立明治池中学校区学校運営協議会委員の委嘱・任命について」ご説明申し上げます。資料をご覧ください。学校運営協議会は、学校と地域住民とが力を合わせて学校運営に取り組むために、地域住民や保護者、教職員等が参加して組織される会議体であり、昨年度より、彩和学園明治池中学校区に設置しているものでございます。この度は、同協議会規則第6条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となります。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

特に無いようですので、議案第 7 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 8 号「富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第 8 号「富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命」について、ご説明を申し上げます。議案第 8 号をご覧ください。「小学校給食会」は、市立小学校における給食の円滑な実施を図り、児童の健全な発達に資することを目的としており、このたび、富田林市小学校給食会設置要綱第 3 条第 2 項の規定により、理事の委嘱・任命をお願いするものでございます。任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 18 日まで、及び、令和 7 年 5 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日までで、変更のありました理事の氏名には、網掛けをしております。なお、令和 7 年度の理事会が 5 月 19 日に開催され、その中で委嘱・任命をさせていただいております。教育委員会のご承認が前後する形となりますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。以上で、ご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 8 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 9 号「富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命」について、引き続き学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第 9 号「富田林市中学校給食会理事の委嘱・任命」について、ご説明を申し上げます。議案第 9 号をご覧ください。「中学校給食会」は、市立中学校における給食の円滑な実施を図り、生徒の健全な発達に資することを目的としており、このたび、富田林市中学校給食会設置要綱第 3 条第 2 項の規定により、理事の委嘱・任命をお願いするものでございます。任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 19 日まで、及び、令和 7 年 5 月 20 日から令和 8 年 3 月 31 日までで、変更のありました理事の氏名には、網掛けをしております。なお、令和 7 年度の理事会が 5 月 20 日に開催され、その中で委嘱・任命をさせていただいております。教育委員会のご承認が前後する形となりますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。以上で、ご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 9 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 10 号「富田林市スポーツ推進委員の委嘱」について、生涯学習課から説明をお願いします。

山田生涯学習付課長

それでは、議案第 10 号「富田林市スポーツ推進委員の委嘱」につきまして、ご説明を申し上げます。スポーツ推進委員は、スポーツ基本法において市町村の教育委員会が委嘱するものと定められており、その役割は、住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うこととされております。また、富

田林市スポーツ推進委員に関する規則においては定数を 31 名以内と規定しており、現在 28 名を委員に委嘱しているところです。今回、追加で委嘱を行います清水 雄一郎氏におかれましては、長年、障害福祉関係の職に従事されており、相手の立場になって物事を把握する能力に長けておられ、熱意もございます。このことは、地域のコミュニケーション形成に役立てることができると考えられます。さらに、清水 雄一郎 氏のご子息が本市スポーツ推進委員協議会事業であるジュニアスポーツリーダースクールに在席していることから事業への理解もあり、委嘱した際には、親の目線から見た意見等をいただけることも期待されます。これらの理由から、スポーツ推進委員に適任であると判断し、このたび追加で委嘱を行うものでございます。なお、委員の任期につきましては、他の委員の任期と同じく令和 8 年 3 月 31 日までとなります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

植野 教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 10 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 11 号「富田林市文化振興基金審査委員会委員の委嘱・任命」について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

続きまして、議案第 11 号 富田林市文化振興基金審査委員会委員の委嘱・任命につきまして、ご説明を申し上げます。本委員会は、富田林市文化振興基金を原資とした給付事業である富田林市文化振興事業助成金の交付に関することや、同基金の活用について審議するための委員会でございます。本年 4 月 1 日付け人事異動により、委員の異動がございましたので、新たな委員を任命するものでございます。新委員には網掛けを行い、参考資料としまして、新旧対照表を下部に掲載させていただきました。辻野委員は石田委員の、尾崎委員は澤田委員の退任によるものでございます。なお、任期につきましては富田林市文化振興基金審査委員会規程第 3 条の規定により前任者の残任期間となることから、令和 8 年 6 月 30 日までとなります。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野 教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 11 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 12 号「重要文化財旧杉山家住宅条例施行規則等の一部改正」について、文化財課から説明をお願いします。

重野生涯学習部次長

それでは、議案第 12 号 重要文化財旧杉山家住宅条例施行規則等の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。今回の規則改正の理由でございますが、富田林市庁舎管理規則（平成 21 年富田林市規則第 4 号）におきまして、動物の持ち込みについて規定されたことを受けまして、重要文化財旧杉山家住宅をはじめ、文化財課所管の 5 施設におきましても、市庁舎と同様の運用とするため、所要の改正を行うものです。改正の内容でございますが、各施設の施行規則につきまして、「動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ケージ等に適正に保管した動物は除く。）を持ち込む行為をしないこと」の文言を加えます。また、各施行規則において今回の文言の追加に伴い生

じた条ずれを修正するものでございます。なお、この規則は、公布の日から施行するものでございます。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 12 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 13 号「富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命」について、中央公民館から説明をお願いします。

大前公民館長

議案第 13 号 富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命についての提案の内容をご説明させて戴きます。公民館運営審議会は、「社会教育法」第 29 条の規定により、公民館における各種事業の企画実施につき、調査審議を行う機関として設置されたものです。この度の提案については、令和 7 年 4 月 1 日付の学校関係者の異動による委嘱と中央公民館クラブ連絡会会長の任期満了により交代に伴う委嘱でございます。任期につきましては、「富田林市公民館運営審議会の委員の定数、任期及び費用弁償に関する条例」の第 2 条第 2 項の規定により前任者の期間を引き継ぐことから、令和 8 年 6 月 30 日までとなります。新委員として、網掛けし議案書下段に、新旧対照表として掲載させて戴いております。よろしくお願い申し上げます。以上で、提案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしく、お願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 13 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 14 号「富田林市立公民館管理運営規則及び富田林市立図書館管理運営規則の一部改正」について、引き続き中央公民館から説明をお願いします。

大前公民館長

続きまして、議案第 14 号 富田林市立公民館管理運営規則及び富田林市立図書館管理運営規則の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。今回の規則改正の趣旨でございますが、富田林市庁舎管理規則（平成 21 年富田林市規則第 4 号）におきまして、動物の持ち込みについて規定されたことを受け、富田林市立公民館及び図書館におきましても、市庁舎と同様の運用とするため、所要の改正を行うものです。次に改正の内容でございますが、富田林市立公民館管理運営規則につきましては、第 13 条第 2 号中「動物」の次に「（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ゲージ等に適正に保管した動物は除く。）」を加え、「携帯又は携行する」を「持ち込む」に改めます。富田林市立図書館管理運営規則につきましては、第 5 条第 1 号中「動物」の次に「（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及び収容ゲージ等に適正に保管した動物は除く。）」を加え、「携帯する」を「持ち込む」に改めます。なお、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

特に無いようですので、議案第 14 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 15 号「富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命」について、中央図書館から説明をお願いします。

山本中央図書館長

議案第 15 号、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命について、提案の理由並びにその内容をご説明申しあげます。図書館協議会は、図書館法第 15 条及び本市図書館条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対し意見を述べる機関として、設置しております。本協議会につきましては、社会教育関係・家庭教育関係・学校教育関係の選出団体よりご推薦をいただき、2 年間の任期で委員に就任いただいております。この度、学校教育関係の人事異動に伴い、新たにご推薦をいただきましたので、本年 4 月 1 日より令和 8 年 6 月 30 日までの期間で当協議会委員に選任いたしたく、ご提案申しあげるものでございます。なお、変更のあった 2 名の委員はお名前に網掛けをし、下部に新旧対照表を掲載させていただきました。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申しあげます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 15 号につきましては、提案どおり議決とします。

最後に、議案第 16 号「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命」について、文化財課から説明をお願いします。

重野生涯学習部次長

議案第 16 号 富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命について、内容のご説明を申し上げます。当審議会は、市長及び委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について市長及び委員会に建議するもので、伝統的建造物群保存地区保存条例第 12 条第 3 項に基づき委員会が委嘱または任命することとなっております。去る 5 月 14 日に開催されました、令和 7 年第 1 回臨時市議会におきまして、市議会選出委員の変更がございましたので、委嘱、任命するものでございます。氏名は、新旧対照表及び網掛けの通りでございます。なお、新委員の任期は前任者の在任期間となり、令和 7 年 7 月 31 日までとなっております。以上で、ご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 16 号につきましては、提案どおり議決とします。

続きまして、日程第 5「富田林市議会の議決を経るべき議案」にうつります。今月は、3 件の議案がございます。

では、議案第 1 号「令和 7 年度大阪府富田林市一般会計補正予算（案）」について、学校給食課から順次説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第 1 号、令和 7 年度一般会計補正予算（案）の学校給食課関連について、ご説明を申し上げます。今回の補正は、すべて、本年 3 月に策定しました「富田林市中学校給食あり方基本方針」に基づき、令和 8 年度 2 学期 9 月から予定

するデリバリー方式（民間調理場活用 HOT ランチボックス）による中学校全員給食を実施するためのものがございます。まず、中学校給食調理等業務委託料につきましては、期間は令和 7 年度から令和 11 年度まで、限度額は 7 億 1,280 万円で債務負担行為を行うもので、本年度に公募型プロポーザル方式により調理等業務の事業者選定を予定しております。次に、中学校給食備品等購入費につきましては、期間は令和 7 年度から令和 8 年度まで、限度額は 1 億 6,660 万 6 千円で債務負担行為を行うもので、中学校全員給食に備えた備品等を、本年度から次年度にかけて調達するため、本年度に指名競争入札を予定しております。次に、受注候補者選定委員会委員報酬及び次の費用弁償は、調理等の事業者選定にかかる経費で、補正額は、委員報酬 2 万 1 千円、費用弁償 2 千円、次に、中学校給食費管理システム改修委託料は、公会計化のためシステム改修にかかる経費で、補正額は 446 万 6 千円、最後に、中学校給食事務備品購入費は、システム運用に必要な事務備品の購入経費で、補正額は 165 万 1 千円でございます。

山田生涯学習付課長

続きまして、生涯学習課の補正予算（案）につきまして。歳出からご説明申し上げます。こちらは総合スポーツ公園テニスコートの人工芝を改修するための経費で、補正額は 1,778 万 7 千円でございます。次に歳入でございますが、ただ今ご説明申し上げました総合スポーツ公園テニスコートの人工芝改修にかかる経費に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの地域スポーツ施設整備助成事業助成金の交付が決定したことによるもので、補正額は 1,031 万 7 千円でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 1 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 2 号「富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第 2 号、富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。今回、学校給食課としまして、新たに 1 つの機関を設置いたします。まず、提案の理由でございますが、本件は、地方自治法の規定により、条例で定めるところにより、本市に附属機関として設置するものでございます。次に、その内容でございますが、第 1 条では、別表教育委員会の項に新たに設置する附属機関としまして、市立中学校における給食の調理等業務の受注候補者の選定等に関する事務を行う、富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会でございます。また、第 2 条では、第 1 条で設置しました富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会については、令和 7 年度中に役割を終えるため、同年度限りで廃止するものでございます。なお、附則としまして、この条例は、公布の日から、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第2号につきましては、提案どおり議決とします。

最後に、議案第3号「富田林市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、引き続き学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第3号、富田林市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず、提案の理由でございますが、本件は、物価高騰による給食材料費の上昇により、実際の年間の学校給食費が条例で定められている金額を超える状況となっていることから、現状を踏まえた上限の年額とするため所要の改正を行うものです。また、令和8年度2学期9月から開始予定の中学校全員給食の実施にあたり、中学校給食に係る給食費について、公会計化するとともに、上限の年額を規定するため、所要の改正を行うものです。次にその内容でございますが、まず、第1条による改正としまして、第6条中「44,000円」を「68,000円」に改めます。次に、第2条による改正としまして、第3条中「規定する小学校」の次に「及び中学校」を、「児童」の次に「及び生徒」を加え、第4条及び第5条中「児童」の次に「及び生徒」を加え、第6条中「68,000円」の次に「、生徒1人につき年額80,000円」を加えます。なお、附則としまして、この条例は、公布の日から、第2条の規定は、令和8年9月1日から施行するものです。以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

森田委員

第1条の金額を6万8,000円に改めるということですが、この金額の算出根拠を教えてください。

松葉学校給食課長

6万8,000円の算出根拠ですが、現状を踏まえ1食当たり、小学校高学年で300円とした単価をもとに、年2%ずつ物価が上昇すると仮定して10年後の単価を361円と試算をしまして、小学校の年間給食実施日187日で積算をしたものでございます。

森田委員

分かりました。

植野教育長

他にご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第3号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。

委員のみなさまにおかれましては、ご意見、ご審議ありがとうございました。

それでは、令和7年度5月の定例教育委員会会議を終了いたします。